

諏訪湖流域下水道維持管理要綱

平成24年4月

長野県

目 次

第 1 章 総 則	(1)
第 1 目 的	
第 2 適用範囲	
第 3 使用計画の報告	
第 2 章 流域下水道への接続	(1)
第 4 流域関連公共下水道接続箇所の接続方法及び管理	
第 5 接続計画等の協議	
第 6 接続の申請及び承認	
第 7 接続工事の着手届の提出	
第 8 接続工事の完了検査	
第 3 章 流域下水道の使用	(2)
第 9 流域下水道供用（処理）開始の通知等	
第 10 使用の承認	
第 11 供用開始等の公示内容の報告	
第 12 区域外流入の協議	
第 13 水洗化等の計画及び実績報告	
第 4 章 事業場排水等に対する措置	(3)
第 14 汚水排除基準	
第 15 流域下水道へ流入する汚水の水質及び水量等の調査	
第 16 除害施設の設置を義務づける条例等の事前協議	
第 17 除害施設の設置等の指導	
第 18 特定事業場等からの排出水の報告	
第 19 特定施設等の設置等に係る通知	
第 20 流域関連公共下水道の利用者に対する処分の通知	
第 21 水質管理台帳の整備	
第 22 特定事業場等監視義務	
第 23 調査義務	
第 24 監視体制の充実	
第 25 事業場における事故時の措置	
第 5 章 維持管理負担金	(4)
第 26 維持管理負担金の納入及び算定期間	
第 27 汚水排除量等の報告	
第 28 汚水排除量の算定方法	
第 29 維持管理負担金の単価及び算定方法	
第 30 維持管理負担金の納入方法	
第 31 汚水排除量報告の確認等	
第 32 借入金利子の負担金納入期限等	
附 則	(6)

諏訪湖流域下水道維持管理要綱

第1章 総 則

第1 目 的

この要綱は、諏訪湖流域下水道（以下「流域下水道」という。）の適正な管理を図るため、下水道法（昭和33年法律第79号。以下「法」という。）その他法令の定めるもののほか、流域下水道への接続及び流域下水道の使用等の取扱いについて定めることを目的とする。

第2 適用範囲

この要綱は、流域下水道を使用する流域関連公共下水道管理者（以下「公共下水道管理者」という。）及び流域下水道管理者に適用する。

第3 使用計画の報告

公共下水道管理者は、流域下水道を使用しようとするときは、「別記様式1」によりあらかじめ流域下水道使用計画を定め流域下水道管理者に報告しなければならない。報告した年度別計画を変更しようとするときも、同様とする。

第2章 流域下水道への接続

第4 流域関連公共下水道接続箇所の接続方法及び管理

流域関連公共下水道接続箇所の接続方法及び管理は、別記1「流域下水道接続管理基準」に定めるところによらなければならない。

第5 接続計画等の協議

流域下水道に流域関連公共下水道の接続を計画しようとするときは、あらかじめ接続計画等を定め「別記様式2」により流域下水道管理者及び公共下水道管理者は、相互に協議するものとする。協議した事項を変更しようとするときも、同様とする。

第6 接続の申請及び承認

公共下水道管理者は、流域関連公共下水道を流域下水道に接続しようとするときは、当該接続工事に着手しようとする日の30日前までに「別記様式3」により接続しようとする箇所毎に流域下水道管理者に申請し、その工事内容について承認を受けなければならない。承認を受けた内容を変更しようとするときも、同様とする。

流域下水道管理者は、前項の申請を受理した場合において、当該工事内容が第4の規定による流域下水道接続管理基準に適合し、第5の規定による協議の完了したものであると認めるときは、速やかにその旨を「別記様式3」により公共下水道管理者に通知するものとする。

第7 接続工事の着手届の提出

公共下水道管理者は、接続工事に着手しようとするときは「別記様式4」により流域下水道管理者に届出しなければならない。

第8 接続工事の完了検査

公共下水道管理者は、接続工事が完了したときは、遅滞なく「別記様式5」により流域下水道管理者に届出し、流域下水道管理者の指定した職員による検査を受けなければならない。

流域下水道管理者は、前項の検査の結果、工事の内容を適正と認めたときは、その結果を「別記様式6」により公共下水道管理者に通知するものとする。

第3章 流域下水道の使用

第9 流域下水道供用（処理）開始の通知等

流域下水道管理者は、流域下水道の供用を開始しようとするとき、又は終末処理場により汚水の処理を開始しようとするときは、法第25条の6の規定により、供用開始等に係る区域の公共下水道管理者に「別記様式7」により通知するものとする。

第10 使用の承認

公共下水道管理者は、流域下水道を使用して汚水の処理を開始しようとするときは、当該汚水を処理すべき区域について、法第9条第2項の規定による公示をする日から起算して30日前までに「別記様式8」により流域下水道管理者に申請し、その承認を受けなければならない。承認を受けた区域を変更しようとするときも、同様とする。

流域下水道管理者は、前項の承認をするときは「別記様式8」により当該公共下水道管理者に通知するものとする。

第11 供用開始等の公示内容の報告

公共下水道管理者は、法第9条第2項の規定により流域関連公共下水道の供用開始の公示をしたときは、速やかに当該公示の写を「別記様式9」により流域下水道管理者に報告しなければならない。

第12 区域外流入の協議

公共下水道管理者は、流域関連公共下水道の処理区域外の者に対し、法第24条第1項第3号の規定により流域関連公共下水道の使用を許可しようとするときは、あらかじめ「別記様式10」により流域下水道管理者に協議しなければならない。

流域下水道管理者は、前項の協議に対し「別記様式10」により公共下水道管理者に回答するものとする。

第13 水洗化等の計画及び実績報告

公共下水道管理者は、流域下水道接続計画を定め、毎年4月末までに「別記様式13」により流域下水道管理者に報告しなければならない。

公共下水道管理者は、公示区域内の水洗化等の完了した月末毎の実績について、翌月の15日までに「別記様式11」により流域下水道管理者に報告しなければならない。

第4章 事業場排水等に対する措置

第14 汚水排除基準

法第12条等の規定により条例で定める汚水排除基準は、別記2「諏訪湖流域下水道関連公共下水道排除基準一覧表」によるものとする。

第15 流域下水道へ流入する汚水の水質及び水量等の調査

流域下水道管理者は、流域関連公共下水道から流域下水道へ流入する汚水の水質及び水量等について別に定めるところにより調査し、公共下水道管理者に報告するものとする。

公共下水道管理者は、前項の調査により異常な結果が測定された場合は、速やかに原因を調査し、その結果を流域下水道管理者に報告しなければならない。

第16 除害施設の設置を義務づける条例等の事前協議

公共下水道管理者は、法第12条等の規定による除害施設の設置を義務づける条例及び特定事業場からの汚水の排除の制限を条例で定める場合は、事前に流域下水道管理者と協議するものとする。当該条例を改正しようとするときも、同様とする。

第17 除害施設の設置等の指導

公共下水道管理者は、汚水排除基準に適合しない汚水が流域関連公共下水道に排除されることを防止するため、工場若しくは事業場に対して除害施設の設置及び適正な管理について指導及び監督を行わなければならない。

なお、流域下水道管理者は、必要に応じてその調査に協力するものとする。

第18 特定事業場等からの排出水の報告

公共下水道管理者は、特定事業場及び別に定める事業場から流域関連公共下水道へ排除される汚水の水質について、別に定めるところにより調査し、その結果を調査した月の翌月の末日までに、流域下水道管理者に報告しなければならない。

公共下水道管理者は、前項の調査について年間の実施計画を定め、毎年4月末日までに流域下水道管理者に報告しなければならない。

第19 特定施設等の設置等に係る通知

公共下水道管理者からの法第12条の10の規定による通知は、20日以内とする。公共下水道管理者は、特定事業場以外の事業場から汚水排除基準に適合しない汚水を流域関連公共下水道に排除する原因となる施設（以下「除害施設必要施設」という。）を当該事業場に設置しようとする者又はその設置者に対し、除害施設及び除害施設必要施設の設置についての届出をするよう指導し、その届出を受理したときは、当該届出に係る事項を、届出を受理した日から起算して20日以内に、流域下水道管理者に通知しなければならない。

第20 流域関連公共下水道の利用者に対する処分の通知

公共下水道管理者は、法第37条の2又は第38条の規定による処分で、流域下水道の維持管理に関するものを行ったときは、速やかに流域下水道管理者に通知しなければならない。

第 21 水質管理台帳の整備

公共下水道管理者は、事業場の実態を常時把握するとともに、水質管理台帳を作成し、水質検査結果及び指導事項等を記載しておかなければならない。

第 22 特定事業場等監視義務

公共下水道管理者は、流域関連公共下水道を使用している事業場に対し、別に定める頻度により計画的に公共ます又は事業場の排水口における汚水の水質検査をしなければならない。

公共下水道管理者は、前項の検査の結果、当該汚水の水質が汚水排除基準を超えるおそれがあると認めるときは、直ちに事業場の排水の系統毎の排水口における水質検査を行うとともに、除害施設の稼働状況及び水質測定の実行状況等を調査し、必要があるときは、法第 37 条の 2 又は法第 38 条の規定による命令及び処分を行うなど適切な措置を講じなければならない。

第 23 調査義務

公共下水道管理者は、流域下水道管理者から要請があった場合は、次に掲げる調査を行わなければならない。

なお、流域下水道管理者は、必要に応じてその調査に協力するものとする。

- (1) 特定事業場又は除害施設必要施設を設置する事業場から流域関連公共下水道へ排除される汚水についての調査
- (2) 異常水質に関する追跡調査
- (3) 流域下水道に流入する汚水量に関する調査
- (4) その他流域下水道管理者が必要とする調査

第 24 監視体制の充実

公共下水道管理者及び流域下水道管理者は、事業場から流域関連公共下水道に排除される汚水の水質規制及び水質の実態の把握監視等並びに雨水、不明水等の異常流入など異常時の対策等について相互に協議して体制の充実を図るよう努めるものとする。

第 25 事業場における事故時の措置

公共下水道管理者は、事業場において事故が発生した場合、法第 12 条の 10 第 2 項の規定により事故内容及び講じた措置の内容を速やかに流域下水道管理者へ報告するものとする。

第 5 章 維持管理負担金

第 26 維持管理負担金の納入及び算定期間

流域下水道を使用する公共下水道管理者は、流域関連公共下水道の利用者が排除した汚水量（以下「汚水排除量」という。）に応じ、維持管理負担金を納入しなければならない。

維持管理負担金は、年間 6 期毎に納入するものとし、維持管理負担金の算定基礎となる流域関連公共下水道に排除された各期ごとの汚水排除量は、それぞれ次表に定める算定期間に相当する間における量とする。

なお、細部については、流域下水道管理者と公共下水道管理者が協議して定める。

区 分	算定期間	
第 1 期	2 月	3 月
第 2 期	4 月	5 月
第 3 期	6 月	7 月
第 4 期	8 月	9 月
第 5 期	1 0 月	1 1 月
第 6 期	1 2 月	1 月

第 27 汚水排除量等の報告

公共下水道管理者は、汚水排除量を「別記様式 1 2」により次表に定める期限までに流域下水道管理者に報告しなければならない。

区 分	汚水排除量報告期限	
第 1 期	4 月	3 0 日
第 2 期	6 月	3 0 日
第 3 期	8 月	3 1 日
第 4 期	1 0 月	3 1 日
第 5 期	1 2 月	2 7 日
第 6 期	2 月	2 8 日

前項による報告に異動等があった場合には、次期報告時に調整のうえ流域下水道管理者に報告しなければならない。

第 28 汚水排除量の算定方法

公共下水道管理者は、使用者が流域関連公共下水道へ排除する汚水量を次の各号に定める方法により算定する。

- (1) 使用者が水道水を使用している場合は、当該水道の使用水量とする。
- (2) 使用者が水道水以外の水を使用している場合は、原則として計量により認定した水量とする。但し、計量することが困難な場合は、公共下水道管理者が認定した水量とする。
- (3) 使用する水量が流域関連公共下水道へ排除する汚水量と著しく異なる場合は、使用者からの申告により公共下水道管理者が認定した水量とする。
- (4) 使用者が温泉水を使用している場合は、使用者からの申告により公共下水道管理者が認定した水量とする。

第 29 維持管理負担金の単価及び算定方法

維持管理負担金の単価は、別に流域下水道管理者と公共下水道管理者が協定により定めた金額とする。

維持管理負担金の算定方法は、汚水排除量に維持管理負担金単価を乗じて算定する。

第 30 維持管理負担金の納入方法

公共下水道管理者は、各期毎の維持管理負担金を次表に定める期限までに納入しなければならない。

区 分	維持管理負担金納入期限
第 1 期	5 月 3 1 日
第 2 期	7 月 3 1 日
第 3 期	9 月 3 0 日
第 4 期	1 1 月 3 0 日
第 5 期	1 月 3 1 日
第 6 期	3 月 3 1 日

前項による維持管理負担金の納入方法は、申告納付とする。

第 31 汚水排除量報告の確認等

流域下水道管理者は、第 27 の規定による汚水排除量の報告内容について、公共下水道管理者に関係書類の提出を求め、確認をすることができる。

第 32 借入金利子の負担金納入期限等

協定により定めた借入金に係る利子負担金（以下「利子負担金」という。）の金額は、当該年度分及び前年度精算額分を合算したものとする。

流域下水道管理者は、利子負担金額を 5 月 3 1 日までに公共下水道管理者に通知するものとする。

公共下水道管理者は、借入金利子の負担金を 1 0 月 3 1 日までに納入しなければならない。

附則

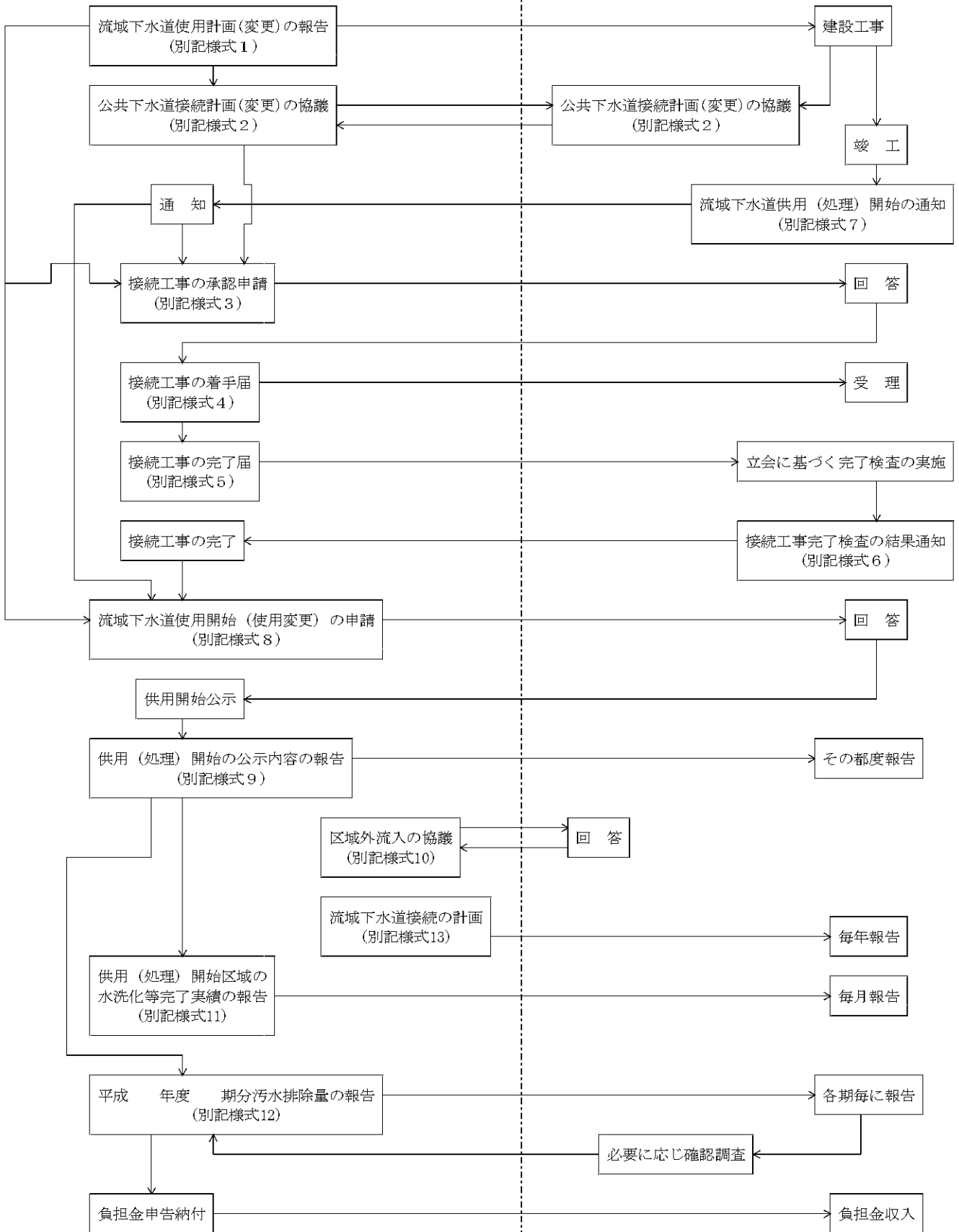
（施行期日）

- 1 この要綱は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 1 この要綱は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。

諏訪湖流域下水道維持管理要綱フロー

(公共下水道管理者)

(流域下水道管理者)

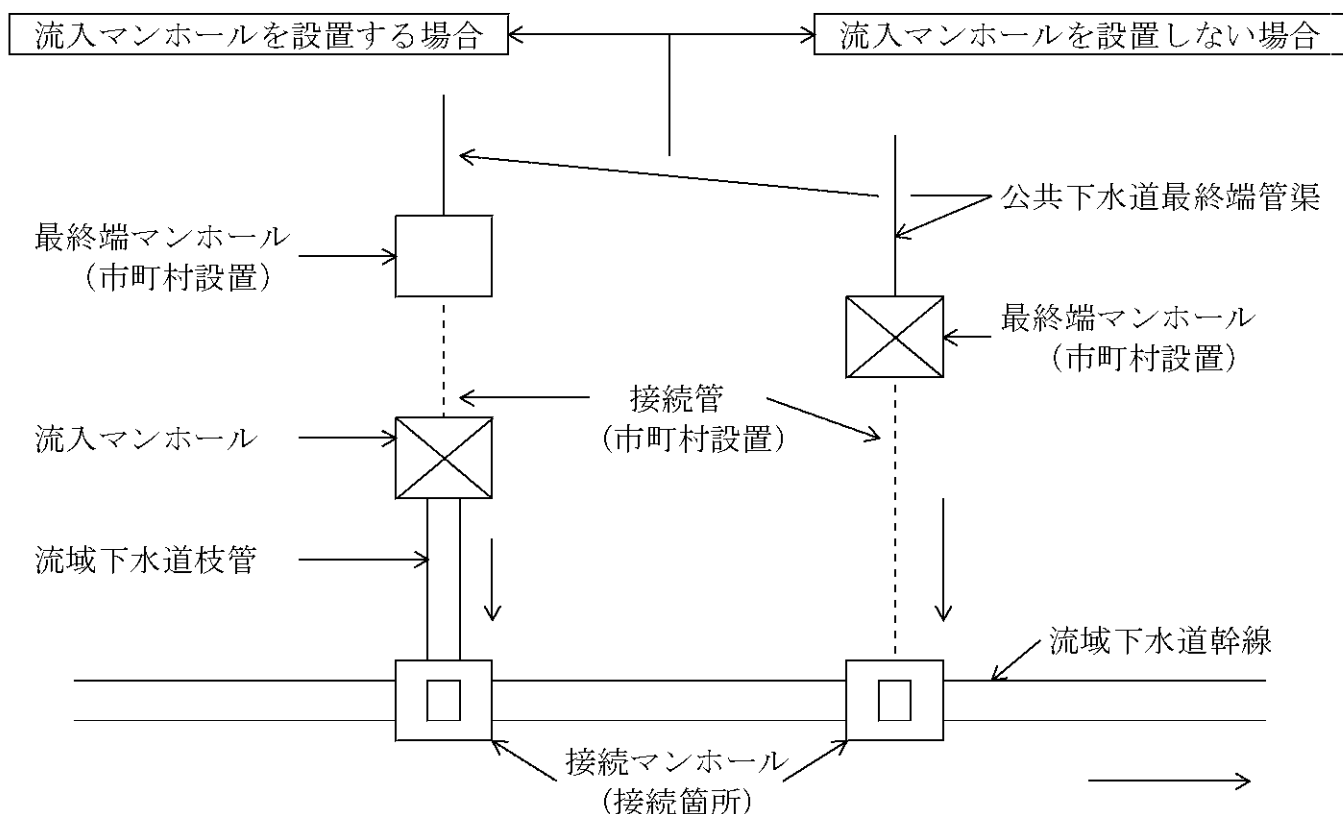


流域下水道接続管理基準

要綱第4に規定する流域下水道接続基準は、次のとおりとする。

1. 流域下水道幹線へ公共下水道管渠を接続する箇所は、流域下水道管理者が指定する箇所の接続マンホール又は流入マンホールとすること。
2. 公共下水道管渠の最終端には、必ずマンホール（最終端マンホール）を設置すること。
3. 接続マンホール又は、流入マンホールへ公共下水道管渠を接続する接続管の構造は次のとおりとすること。
 - (1) 接続管の大きさは、流域下水道計画に整合した当該処理分区の計画下水量を流下させ得るものとし、流入マンホールに接続する場合の管径及び勾配は流域下水道枝管と同一とすること。
 - (2) 流入マンホールに接続する場合の接続管の高さは、流域下水道枝管と同じ高さとする。こと。（例えば管頂接合、副管流入構造等が該当する）
 - (3) 接続管の延長は、流速分布を正常とするため口径の10倍以上とし、その形状は直管とする。
4. 流域下水道管理者が前各項の基準によることが困難であると認める接続箇所については、前各項の基準にかかわらず、流域下水道管理者と公共下水道管理者との協議により構造を決定するものとする。
5. 流域及び公共下水道管理者は、維持管理のため相互に施設を立ち入り使用する場合はあらかじめ別記1 付属様式により協議するものとする。

- 注：1) 接続マンホールとは、流域下水道管理者が指定した接続箇所の流域下水道幹線のマンホールをいう。
- 2) 流入マンホールとは、流域下水道幹線接続箇所へ公共下水道管渠を接続させるために専用に設置するマンホールをいう。（設置は流域下水道管理者が行う）
- 3) 流域下水道枝管とは、流入マンホールと接続マンホールをつなぐ管渠をいう。
- 4) 以上を図で示すと次の図のようになる。



維持管理業務に伴う施設使用協議書

平成 第 年 月 日

下水道管理者

殿

下水道管理者

氏 名

印

接続幹線、箇所番号		幹線 接続地点番号点 []	
接続箇所名		市町大字 字	
維持管理業務の内容等	目 的		
	期 間		
	施工業者	現場責任者	TEL
	緊急連絡	管理者 課 担当 施工業者 担当	TEL TEL

平成 第 年 月 日

下水道管理者

殿

上記の協議につきましては次のとおり回答します。

下水道管理者

氏 名

印

諏訪湖流域下水道関連公共下水道排除基準一覧表

項 目		許容限度			
		特定事業場			特定事業場 以外の事業場
		500m ³ /日以上	500～50m ³ /日以上	50m ³ /日未満	
カドミウム及びその化合物	mg/L	0.03(0.05)④	0.03(0.05)④	0.03(0.05)④	0.03
シアン化合物	mg/L	0.5	0.5(1)①	0.5(1)①	0.5
有機りん化合物	mg/L	1	1	1	1
鉛及びその化合物	mg/L	0.1	0.1	0.1	0.1
六価クロム化合物	mg/L	0.3	0.3(0.5)①	0.3(0.5)①	0.3
ひ素及びその化合物	mg/L	0.1	0.1	0.1	0.1
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	mg/L	0.003	0.003(0.005)①	0.003(0.005)①	0.003
アルキル水銀化合物	mg/L	不検出	不検出	不検出	不検出
ポリ塩化ビフェニル(PCB)	mg/L	0.003	0.003	0.003	0.003
トリクロロエチレン	mg/L	0.1(0.3)⑤	0.1(0.3)⑤	0.1(0.3)⑤	0.1
テトラクロロエチレン	mg/L	0.1	0.1	0.1	0.1
ジクロロメタン	mg/L	0.2	0.2	0.2	0.2
四塩化炭素	mg/L	0.02	0.02	0.02	0.02
1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.04	0.04	0.04	0.04
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	1	1	1	1
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.4	0.4	0.4	0.4
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	3	3	3	3
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.06	0.06	0.06	0.06
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.02	0.02	0.02	0.02
チウラム	mg/L	0.06	0.06	0.06	0.06
シマジン	mg/L	0.03	0.03	0.03	0.03
チオベンカルブ	mg/L	0.2	0.2	0.2	0.2
ベンゼン	mg/L	0.1	0.1	0.1	0.1
セレン及びその化合物	mg/L	0.1	0.1	0.1	0.1
ほう素及びその化合物 ☆	mg/L	10	10	10	10
ふっ素及びその化合物 ☆	mg/L	8	8	8	8
1,4-ジオキサン	mg/L	0.5	0.5	0.5	0.5
ダイオキシン類	pg-TEQ/L	10	10	10	10
フェノール類	mg/L	5	5	5	5
銅及びその化合物	mg/L	3(2)②	3	3	3
亜鉛及びその化合物	mg/L	2 *	2 *	2(5) *	2
溶解性鉄及びその化合物	mg/L	10	10	10	10
溶解性マンガン及びその化合物	mg/L	10	10	10	10
クロム及びその化合物	mg/L	1(2)③	2	2	2
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物 及び硝酸化合物窒素含有量 ☆	mg/L	380	380	380	380
窒素含有量	mg/L	150	150	150 ★	150 ★
りん含有量	mg/L	32	32	32 ★	32 ★
生物化学的酸素要求量(BOD)	mg/L	600	600	600 ★	600 ★
浮遊物質(SS)	mg/L	600	600	600 ★	600 ★
ノルマルヘキサン	mg/L	5	5	5	5
抽出物質含有量	mg/L	30	30	30	30
水素イオン濃度(pH)		5～9	5～9	5～9	5～9
温度	℃	45	45	45	45
よう素消費量	mg/L	220	220	220 ★	220 ★

★のある基準値：排水量が、岡谷市及び原村で最大20m³/日未満、諏訪市、下諏訪町及び富士見町で平均20m³/日未満、茅野市で最大500m³/月未満の事業場は非適用とする。

☆のある項目：平成25年環境省令第15号による暫定排水基準が適用される事業場は、平成28年6月30日まで非適用とする。

()① シアン化合物、六価クロム、水銀及びアルキル水銀その他水銀の化合物の()は昭和54年10月31日以前に設置された事業場に適用する。

()② 銅及びその化合物の()は水質汚濁防止法施行令別表第1 26、27、47、49、52、53、58、61、62、63、65、66の各号に掲げる施設を設置する事業場に適用する。

()③ クロム及びその化合物について、一部事業場を除きほぼ全業種が1mg/L

()④ カドミウム及びその化合物について、金属鉱業及び溶融めっき業については平成28年11月30日まで、非鉄金属第1精錬・精製業及び非鉄金属第2精錬・精製業については平成29年11月30日まで、()内の基準を適用する。

()⑤ トリクロロエチレンについて、平成27年10月21日に既設の特定施設を設置している特定事業場は、平成28年4月20日まで()内の基準を適用する。(うち、水質汚濁防止法施行令別表第3に掲げる施設を設置している特定事業場については平成28年10月20日まで()内の基準を適用する。)

*亜鉛及びその化合物については一部業種に平成28年12月10日まで非適用期間あり、50m³未満の事業場については銅及びその化合物と同じ12事業場は()のまま、それ以外の事業場については2mg/L

流域下水道使用計画(変更)報告書

平成 第 年 月 号 日

長野県知事 殿

市町村長

氏 名 印

年度別計画		年度	年度	年度	年度	年度	年度
計画処理面積()							
計画処理人口(人)							
計画 汚水 量 ③ / 日	家庭排水	日平均					
	工場排水	日平均					
	温泉排水	日平均					
	地下水	日平均					
	計	日平均					

注1. 区域図(縮尺:1/10,000程度)を添付すること。

図の色塗については、下記によること。

前々年度・・赤 前年度・・青 当該年度・・黄 翌年度・・黒 翌々年度・・緑
 年度・・茶 年度・・桃

公共下水道接続計画(変更)協議書

第 号
平成 年 月 日

長野県知事 殿
(市町村長)

市町村長
(長野県知事)
氏 名

接続箇所番号			
接続幹線名			
接続箇所名			
処理分区名			
接 続 計 画	接続管等の構造寸法	別添図面のとおり	同 左
	着工予定年月日		
	完了予定年月日		
	計画処理面積()		
	計画処理人口(人)		
	計画汚水量 (日平均)(/日)		
	供用開始予定年月日		

諏建 第 号
平成 年 月 日

上記の協議については次のとおり回答します。

諏訪建設事務所長
(市町村長)
氏 名

印

接続工事承認申請書

第 号
平成 年 月 日

長野県知事 殿

市町村長

氏 名

設置箇所番号				
設置幹線名				
設置箇所名				
処理分区名				
工事 計画	マンホール等の構造寸法	別添図面のとおり	同 左	同 左
	着工予定年月日			
	完了予定年月日			

平成 年 月 日

諏建 第 号

上記の申請については次のとおり承認します。

諏訪建設事務所長

氏 名

印

別記様式4(第7関係)

<p>接 続 工 事 着 手 届</p>	
<p>第 号 平成 年 月 日</p>	
<p>長野県知事</p>	<p>殿</p>
<p>市町村長</p>	
<p>氏 名 印</p>	
<p>接続箇所番号</p>	
<p>接続幹線名</p>	
<p>接続箇所地名</p>	<p>市 町 村</p>
<p>接続工事承認番号年月日</p>	<p>平成 年 月 日 第 号</p>
<p>工事着手予定年月日</p>	
<p>工事完了予定年月日</p>	
<p>工事施工業者</p>	

別記様式5(第8関係)

<p>接 続 工 事 完 了 届</p> <p style="text-align: right; margin-right: 100px;">第 号 平成 年 月 日</p> <p>長野県知事 殿</p> <p style="text-align: right; margin-right: 100px;">市町村長</p> <p style="text-align: right; margin-right: 100px;">氏 名 印</p>	
接続箇所番号	
接続幹線名	
接続箇所地名	市(町)
接続工事承認番号年月日	平成 年 月 日 第 号
工事着手年月日	
工事完了年月日	
工事施工業者	

別記様式6(第8関係)

接続工事完了検査結果通知書

諏建 第 号
平成 年 月 日

市町村長 殿

諏訪建設事務所長

氏 名 印

接続箇所番号	
接続幹線名	
接続箇所地名	市 町 村
接続工事承認番号年月日	平成 年 月 日 第 号
工事着手年月日	
工事完了年月日	
工事施工業者	
検査年月日	
検査結果	

別記様式7(第9関係)

流域下水道供用(処理)開始通知書		
		諏建 第 号 平成 年 月 日
市町村長	殿	
諏訪建設事務所長		
		氏 名 印
流域下水道名		
供用(処理)開始年月日	平成 年 月 日	
供用(処理)すべき区域	処理分区	ヘクタール
	接続点番号	
供用(処理)開始する 排水施設の名称及び位置	幹線名	
	位 起点	
	置 終点	

(注) この通知に当っては、流域下水道供用(処理)開始を通知する区域図(縮尺 2,500 分の1程度)を添付する。

流域下水道使用開始(使用変更)申請書

第 号
平成 年 月 日

長野県知事 殿

市町村長

氏 名 印

接続箇所番号	
接続幹線名	
処理分区名	
新たに供用(処理)開始する区域	供用開始区域略称番号記載のこと
供用開始年月日	

注1 区域図(縮尺:1/2,500程度)を添付すること。図の色塗については下記によることとし、供用開始区域に関連する図面以外は、色塗の必要はない。

下水道法事業認可区域		桃 黄 赤
既に供用開始している区域		
新たに供用開始しようとする区域		

注2 様式8-1を添付のこと。

誼建 第 号
平成 年 月 日

上記の申請については、次のとおり承認します。

誼訪建設事務所長
氏 名 印

供用開始区域内容報告書

供用開始年月日		平成 年 月 日							累 計
処理分区名	第 処理分区	第 処理分区	第 処理分区	第 処理分区	第 処理分区	第 処理分区	今 回 計		
供用開始区域略称番号									
面 積 (ha)	区域内人口								
	別荘人口								
件 数	小口(20m ³ /日未満)								
	大口(20m ³ /日以上又は500m ³ /月以上)								
	合 計								
汚 水 量 見 込	小口(20m ³ /日未満)								
	大口(20m ³ /日以上又は500m ³ /月以上)								
	合 計								
地 区 名									
大口事業所名計画排水量									

※ 供用開始区域略称番号とは、その分区内を供用開始年度毎に分けて略称するもので、例えば 諏訪第2処理分区の平成5年度供用開始分は「諏訪2-H5」のように記入する。

※ 汚水量見込みの単位は m³/日とする

別記様式9(第11関係)

供用(処理)開始の公示内容報告書

平成 第 年 月 日

長野県知事

殿

市町村長

氏 名

印

接続箇所番号	
接続幹線名	
処理分区名	
供用(処理)開始する区域	(供用開始区域略称番号記載のこと)
供用開始協議年月日	
供用(処理)開始の公示年月日	
供用(処理)開始の公示内容	別添「写」のとおり

注1 使用開始協議時に提出した様式8-1の内容に変更が生じた場合、様式9-1として訂正して添付すること。

<p>区域外流入協議書</p> <p style="text-align: right;">平成 第 年 月 日</p> <p>長野県知事 殿</p> <p style="text-align: right;">市町村長</p> <p style="text-align: right;">氏 名 印</p>	
公共下水道名	
接続箇所番号	
処理分区名	
流入予定区域	
<p style="text-align: right;">誼建 第 号 平成 年 月 日</p> <p>上記の協議については次のとおり回答する。</p> <p style="text-align: right;">誼訪建設事務所長</p> <p style="text-align: right;">氏 名 印</p>	

- 注1 区域内の地名は、町・丁目又は字名まで記入すること。
- 注2 この協議書には、区域外流入の許可申請書の写しを添付する。
- 注3 この協議書には、位置図(1/2,500 事業認可図相当)を添付すること。

供用(処理)開始区域内の
水洗化等完了実績報告書

第 号
平成 年 月 日

長野県知事 殿

市町村長

氏 名 印

(平成 年 月分)

		前月累計	当月増加分	廃止	累計	今年度累計
接続 申込み	指定工事店へ 申込件数(件)					
	市町村確認済 件数(件)					
接 続	水洗化人口(人)					
	接続件数 (件)	小口				
		大口				
計						
済	汚水量見込み (m3/日)	小口				
		大口				
		計				
別荘人口(人)						

注1 様式 11-1を添付のこと

注2 累計は当初供用開始後からの累計とする

水洗化実績内容報告書

処理区分名	第 処理分区	第 処理分区	第 処理分区	第 処理分区	第 処理分区	第 処理分区	第 処理分区	当月増加分計
供用開始区域略称番号								
水洗化人口 (人)	定住人口							
	別荘人口							
接続件数	小口(20m ³ /日未満)							
	大口(20m ³ /日以上又は500m ³ /月以上)							
合計								
汚水量見込	小口(20m ³ /日未満)							
	大口(20m ³ /日以上又は500m ³ /月以上)							
合計								
大口事業所名計画排水量								

処理区分名	第 処理分区	第 処理分区	第 処理分区	第 処理分区	第 処理分区	第 処理分区	第 処理分区	当月増加分計
供用開始区域略称番号								
水洗化人口 (人)	定住人口							
	別荘人口							
接続件数	小口(20m ³ /日未満)							
	大口(20m ³ /日以上又は500m ³ /月以上)							
合計								
汚水量見込	小口(20m ³ /日未満)							
	大口(20m ³ /日以上又は500m ³ /月以上)							
合計								
大口事業所名計画排水量								

※ 供用開始区域略称番号とは、その分区内を供用開始年度毎に分けて略称するもので、例えば諏訪第2処理分区の平成5年度供用開始分は「諏訪2-H5J」のように記入する。
(様式 8-1、9-1 で区分されている場合に本表も記入する)

平成 年度 期分 汚水排除量報告書

平成 第 年 月 日

長野県知事 殿

市町村長 氏 名

印

排除量 項目		汚水排除量 (m3 / 期)			
		当 期 分	前 期 調 整 分	計	
汚水排除量	小口		+		
			-		
	大口		+		
			-		
	計		+		
			-		
汚 水 内 訳	家庭排水	小口		+	
				-	
		大口		+	
				-	
		計		+	
				-	
	工場排水	小口		+	
				-	
		大口		+	
				-	
		計		+	
				-	
温泉排水	小口		+		
			-		
	大口		+		
			-		
	計		+		
			-		
その他	小口		+		
			-		
	大口		+		
			-		
	計		+		
			-		

注1 付属調書を添付すること。

注2 大口とは、20m3/日以上の使用のあるもの、又は、500m3/月以上の使用のあるものが該当し、小口とはそれ以外のものをさす。

注3 報告に当たっては(株)諏訪広域総合情報センターからの下水道汚水排除量報告の写しを添付すること

付属調書

汚水排除量の内訳調書

処 理 分 区 名		汚 水 排 除 量 (m3 / 期)				
		家庭排水	工場排水	温泉排水	その他	計
	小口 大口 小計					
	小口 大口 小計					
	小口 大口 小計					
	小口 大口 小計					
	小口 大口 小計					
	小口 大口 小計					
	小口 大口 計					

注1 合計が様式 12 の当期分と一致すること。

流域下水道接続計画書

第 号
平成 年 月 日

長野県知事 殿

市町村長

氏 名 印

(平成 年分)

		前年度末実績 A	今年度計画 B	今年度末見込 A+B
水洗化等人口 (人)				
水洗化等件数 (件)	小 口			
	大 口			
	計			
水洗化汚水量見込 (m3/日)	小 口			
	大 口			
	計			
別荘人口 (人)				

- ※ 様式 13-1 を添付のこと
- ※ 前年度末の汚水量は、前年度の第6期有収水量の日平均とする
- ※ 今年度計画の汚水量は、小口は平均水量 * 件数で算出し、大口は個々に算出する
(概算値で可)

月別接続計画	単位	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	
		小口	当月分 累計												
大口	当月分 累計														
合計	当月分 累計														
水量見込	小口	当月増加分 累計総水量	m ³ /日												
	大口	当月増加分 累計総水量	m ³ /日												
	合計	当月増加分 累計総水量	m ³ /日												
	大口事業場名及び計画排水量 (1件毎に記入)														

※ 年度当初にその年度の水洗化(接続)計画を件数、水量(概算)を小口、大口別に区分して記入する。

※ 小口(20m³/日未満)、大口(20m³/日以上又は500m³/日以上)